新潟市告示第800号

道路区域の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき,道路区域を次のように変更する。

なお,関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市秋葉区建設 課において,一般の縦覧に供する。

平成19年12月22日

新潟市長 篠 田 昭

道路の	路線名	区間	変 更	敷 地	Ø
種類	哈林	[스 B]	前後別	幅員(m)	延長(m)
県道	新潟大外環状線	新潟市秋葉区覚路津字前田 1318 番 1	前A	6.8 ~ 22.0	666.3
		地先から	前 B	7.1 ~ 36.8	1,037.3
		新潟市秋葉区覚路津字前田 973 番地 先まで	後	7.1 ~ 22.5	635.2
県道	白根亀田線	新潟市秋葉区覚路津字前田 973 番地	前 A	6.8 ~ 22.0	666.3
		先から	前 B	7.1 ~ 36.8	1,037.3
		新潟市秋葉区覚路津字前田 1318 番 1 地先まで		7.1 ~ 22.5	635.2
市道	北上第 6 号 覚路津線	新潟市秋葉区覚路津字味噌通 705 番 1	前	10.8 ~ 39.0	369.9
		地先から			
		新潟市秋葉区覚路津字三ツ屋 626番3			
		地先まで			
		新潟市秋葉区覚路津字味噌通 705 番 1	後 10.8~36.0		0 212.8
		地先から		10.8 ~ 36.0	
		新潟市秋葉区覚路津字味噌通 698 番 1			
		地先まで			

備考 上記A及びBは,関係図面に表示する敷地の区分をいう。